

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険高齢受給者証をお送りします

国民健康保険被保険者の70歳から74歳までの方へ現在発行しています高齢受給者証の有効期限は、平成26年7月31日までとなっています。平成26年8月1日以降の高齢受給者証は、平成25年中の所得で負担割合を計算し直し、平成26年7月下旬に普通郵便でお送りします。

なお、現役並み所得者（一部負担金割合3割）以外の方のうち、平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えられた方については、窓口負担はこれまでどおり1割のまま（特例措置）です。また、平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎えられる方については、窓口負担は2割となります。

国民健康保険特定疾病受療証をお送りします

現在発行しています国民健康保険特定疾病受療証は、有効期限が平成26年7月31日までとなっていますので、平成26年7月下旬に新たな有効期限（平成26年8月1日から平成27年7月31日まで）の国民健康保険特定疾病受療証を普通郵便でお送りします。この受療証は自動更新ですので、手続き等は必要ありません。

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証をご存知ですか？

入院される（された）場合、この認定証を医療機関に提示すると、窓口での支払いが一定の限度額にとどめられます。これまで、認定証の利用は入院のみでしたが、平成24年4月から外来受診でも利用できるようになっています。窓口での支払限度額は、高額療養費の限度額となります。

住民税課税世帯（70歳未満のみ）・医療費のみ窓口負担額が限度額にとどめられます。

住民税非課税世帯（70歳以上も含む）・医療費の窓口負担額が限度額にとどめられ、食事代も減額が受けられます。

※ 差額ベッド代など保険適用外の費用には適用されません。

申請は、保険証と印鑑（認印）をお持ちになり、健康推進課国保年金班で行ってください。既に交付済の方も、有効期限が平成26年7月31日までとなっておりますので、8月以降も必要な場合は再度申請が必要となります。**8月以降分につきましては、7月22日より発行できます。**

限度額適用認定証を利用すると、高額療養費の限度額までのお支払となりますが、世帯合算等により高額療養費の支給対象となる場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

国保相談員による家庭訪問を行います

今年度より、国民健康保険に加入している方で、訪問対象者のご自宅を訪問して、健康や食事に関する問題など生活習慣病についての相談や助言をさせていただきます。

●方法…対象者には「訪問のご案内」を郵送しますので、ご協力をお願いします。

●対象…60歳以上の国民健康保険加入者で、次の①または②に該当する人

①病院の通院を重ねている

②平成25年度中に特定健診を受診されていない

●費用…無料 ●期間…平成26年7月以降 ●担当…国保相談員2名（管理栄養士・保健師）

●問い合わせ先 / 健康推進課 国保年金班 ☎82-4147